第139回行政改善推進会議　資料１－１
総務省行政評価局

（公印省略）

総評行第46号
令和８年９月17日

厚生労働省保険局長　殿
年金局長　殿

総務省行政評価局長

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の見直しについて
（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第14号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、下記のとおり、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって育児休業による保険料免除を申し出て免除されていたところ、その後、同居の親族のみを雇う事業に雇用される者であるため免除したことが誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められたことに納得できないとの相談がありました。

この相談についての行政改善推進会議（座長：江利川 毅（公財）医療科学研究所相談役）（令和７年９月11日第135回、同年12月12日第136回、８年３月12日第137回、同年６月24日第138回開催）での意見を踏まえ、当局としては、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、下記の措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

貴省の措置結果については、令和９年３月17日（水）までにお知らせください。

記

１　相談内容

家族４人（相談者、夫、息子、息子の妻）で会社を経営しており、夫が代表取締役を務めている。家族４人は同居している。

息子の妻が出産し、育児に専念するため、年金事務所に健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の申出を行ったところ、免除が認められた。子が１歳になったときも免除の延長が認められた。

その後、子が１歳半になったときに、免除の再延長手続をするため年金事務所に

出向いたところ、息子の妻は免除の対象ではなく、これまでの免除が誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められた。納得できない。

2　調査結果等

別紙参照

3　改善の必要性

⑴　行政改善推進会議の主な意見

健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって同居の親族のみを雇う事業に雇用される者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保する観点から、厚生労働省に改善を求めることの要否を行政改善推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

○　育児のために働けなくなり、収入がなくなった場合、保険料を免除するのが筋であろう。

○　育児・介護休業法の適用があればそれで休業していることが分かるが、適用がなければ保険料を免除しないとするのではなく、本件のようなケースでは「育児・介護休業法の適用」に代わるような保険料免除の要件を考えていくのではないか。

○　育児・介護休業法の「労働者」は労働基準法の「労働者」と同義とされており、その「労働者」からは「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」は除くとされているが、本件における保険料の免除について、労働基準法の「労働者」の定義によって考えないといけないのか議論の余地があるのではないか。

○　保険料免除は申請主義であるため、同居の親族のみを雇う事業に雇用される被保険者が免除を受けたい場合、必要な書類を提出してもらうこととし、その書類がそろわないときには認めないとするのが原則であろう。

○　同居の親族以外の者が１人でも雇用されている事業の場合、育児・介護休業法の適用があって、申出があれば保険料免除が認められることと比べると、本件における取扱いは公平とはいえないのではないか。

○　妻の育児休業中に妻の収入減を補うため夫の給料を増やすというようないい加減なことが行われているといった疑いが生じたときは、検査に入ることも考えられる。

○　本件のような事案がどのくらいあるのか、調査が必要ではないか。

○　年金事務所の窓口で何らかの方法でチェックをしないと、本件のような事案が再び生じるのではないか。

○　同居の親族のみを雇う事業であるかどうかなどについて育児休業等取得者申出書にチェック項目を設け、それに該当する場合にチェックしてもらい、その内容を基に審査を進めればよいのではないか。

○　事業主に現在の制度に関する詳しい知識があるかといえば、なかなか難しい

面もあると思う。事業主への周知も必要ではないか。

⑵　当局の意見

厚生労働省は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって同居の親族のみを雇う事業に雇用される者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、以下の措置を講ずる必要がある。

①　育児により収入が低下した場合に他の被保険者と同様に経済的負担が減じられるよう、保険料を免除することについて検討すること。その際、必要に応じて実態を把握するとともに、健康保険法及び厚生年金保険法の目的や制度の趣旨に沿って、育児・介護休業法の適用を受けない者に係る免除の要件や不正な申出による免除を防ぐための検査の方法などについて整理する必要があることに留意すること。

②　現在の制度の運用に当たっては、「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が誤って保険料免除を申し出ることを防止するため、育児休業等取得者申出書様式の見直し、業務処理マニュアルの整備、周知の仕方の工夫など必要な措置を講ずること。

別紙

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除について

１　制度の概要

(1) 健康保険及び厚生年金保険の概要

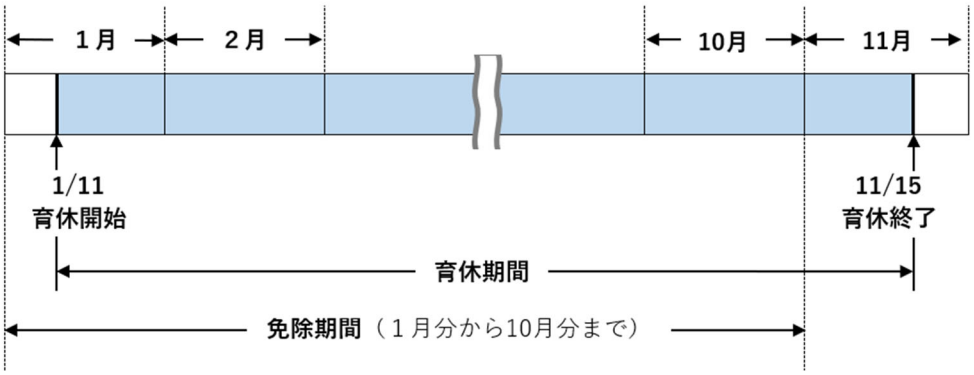
	健康保険	厚生年金保険
概要	被保険者やその家族（被扶養者）が病気やけが（業務上・通勤災害を除く。）をしたときに、療養の給付や手当等の支給を行う制度	被保険者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、請求により年金や一時金の支給を行う制度
適用事業所	全ての法人事業所（被保険者１人以上）　等	
被保険者	適用事業所に使用される者（厚生年金保険は70歳未満）	
保険料	被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額に以下の保険料率を乗じて計算 （また、賞与等については標準賞与額（賞与等の支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額）に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算） ■　標準報酬月額 １級　　58,000円　～ 50級　1,390,000円 ■　保険料率 各都道府県別 （例）東京都　9.85％ ■　保険料額 （例）東京都 １級（全額）　　5,713円～ （折半額）　2,856円～ 50級（全額）　136,915円 （折半額）68,457円	被保険者が受ける報酬を基に決められる標準報酬月額に以下の保険料率を乗じて計算 （また、賞与等については標準賞与額（賞与等の支給額から1,000円未満の端数を切り捨てた額）に毎月の保険料と同じ保険料率を乗じて計算） ■　標準報酬月額 １級　88,000円　～ 32級　650,000円 ■　保険料率 18.300％ ■　保険料額 １級（全額）　　16,104円～ （折半額）　8,052円～ 32級（全額）　118,950円 （折半額）　59,475円

（注）１．本件相談に係る被保険者は、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者であり、上記健康保険の標準報酬月額・保険料率は全国健康保険協会管掌健康保険に係るもの
２．上記健康保険は令和８年３月分（４月納付分）、上記厚生年金保険は２年９月分（10月納付分）以降の標準報酬月額・保険料率を適用
３．上記健康保険の保険料率は、介護保険第２号被保険者（40歳から64歳までの者）に該当しない場合のもの
４．被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の２分の１を負担

(2) 育児休業による健康保険等の保険料の免除

- 事業主が日本年金機構に申出をすることによって、育児休業中の保険料が被保険者本人負担分及び事業主負担分ともに免除される（健康保険法（大正11年法律第70号）第159条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の２）。免除対象となるのは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）（以下「育児・介護休業法」という。）等の適用対象者のみ。
- 免除期間は、育児休業を開始した日が含まれる月から終了した日の翌日が含まれる月の前月までの期間

（例）１月11日から11月15日まで育児休業を取得した場合の保険料の免除期間



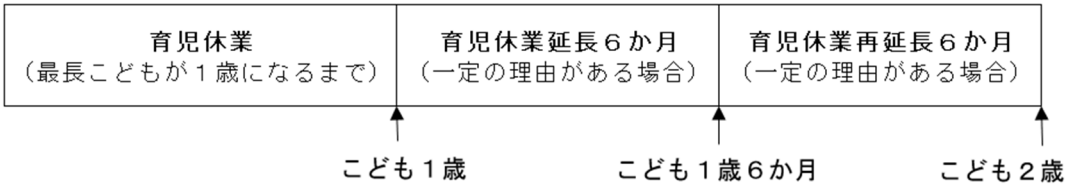
（注）健康保険法等関係法令の規定に基づき当局が作成した。

(3) 育児・介護休業法の「育児休業」

- 育児休業：労働者が子を養育するためにする休業（育児・介護休業法第２条第１号）
- 「労働者」：労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する「労働者」と同義。同居の親族のみを雇う事業に雇用される者は除外（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」（令和７年２月５日付け職発0205第４号厚生労働省職業安定局長通達、雇均発0205第２号雇用環境・均等局長通達））

（参考）労働基準法　抄
（定義）
第九条　この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。
（適用除外）
第百十六条　（略）
②　この法律は、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人については、適用しない。

- 労働者は、子が１歳になるまで、１歳６か月になるまで、２歳になるまで育児休業をすることが可能（育児・介護休業法第５条）



（注）健康保険法等関係法令の規定に基づき当局が作成した。

2　保険料免除の手続、周知の取組の概要

(1) 保険料免除の手続

事業主

➢ **「育児休業等取得者申出書」の提出**

※　新規申出や延長・再延長の申出の都度、提出する（添付書類不要）。

【記載事項】
- 申出に係る被保険者の氏名及び生年月日
- 事業所の名称及び所在地
- 育児休業等を開始した年月日
- 育児休業等に係る子の氏名及び生年月日
- 育児休業等を終了する年月日
- 申出に係る被保険者の個人番号又は基礎年金番号（健康保険及び厚生年金保険の被保険者である場合）　等

年金事務所

➢ （窓口持参、郵送の）**「育児休業等取得者申出書」の点検、補正**

事務センター

➢ （電子申請、郵送又は年金事務所から回付された）**「育児休業等取得者申出書」の内容審査**

※　事業主は育児・介護休業法に基づく育児休業は取得できないため、業務処理マニュアルで「記入された被保険者が、事業主でないか確認する」こととされている。

➢ （被保険者が育児休業の取得者であると確認したとき、）**「育児休業等取得者確認通知書」を通知**

➢ （被保険者が育児休業の取得者であると確認できなかったとき、）**「届出等に関するお知らせ」により事務処理ができなかった旨及びその理由を通知**

事業主

(2) 保険料免除の申出ができない者についての周知例

○ 日本年金機構は、保険料免除の申出ができない者について、次の方法により事業主等に対し周知

記載場所	記載内容（下線は当局が記載）
育児休業等取得者申出書の裏面	この申出により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。原則、事業主等は労働者にあたらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、申出はできません。
日本年金機構のホームページ「従業員(健康保険・厚生年金保険の被保険者）が育児休業等を取得・延長したときの手続き」のページ	「育児休業等取得者申出書」により保険料の免除を受けられる期間は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業等期間に限ります。 通常、事業主等は労働者にあたらず、この法律に基づく育児休業等は取得できないため、当該申し出は行えません。
「子育て支援制度の各種手続き（概要）」	概要 育児・介護休業法に基づく育児休業制度を利用する場合（３歳未満の子を養育する場合）には保険料が免除。 注意点 ・役員の方で育児休業制度を利用できない場合は、被保険者であっても申出不可。

（注）当局の調査結果による。

3 関係データ

○ 厚生年金保険の被保険者のうち育児休業等による保険料免除者数

（年度末現在）

年度	事業所数（千か所）	被保険者数（万人）			うち育児休業等保険料免除者数（万人）		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
令和３	2,598	4,065	2,474	1,590	47	1.5	45
4	2,688	4,157	2,498	1,659	49	2.5	46
5	2,791	4,211	2,512	1,699	50	3.2	47
6	2,881	4,285	2,529	1,756	51	3.8	47

（注）１．令和６年度厚生年金保険・国民年金事業の概況（令和７年12月厚生労働省年金局）の「厚生年金保険（第１号）適用状況の推移」から抜粋し、当局が作成した。
２．事業所数には船舶所有者を含む。
３．被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。
４．育児休業等保険料免除者数には、産前産後休業期間の保険料免除者を含む。
５．育児休業等保険料免除者数には、船員については、令和４年10月以降保険料免除の対象となった、育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日の属する月が同一であり、かつ、当該月に14日以上の育児休業等を取得した場合を含まない。

○ 令和５年度に日本年金機構へ「育児休業等取得者申出書」の手続が行われた件数は、約105万件

４　関係行政機関（厚生労働省保険局及び年金局）の見解

○ 今後の制度改正に向けて検討すべき課題としたい。なお、検討に当たっては以下のような留意事項がある。

・ 労働基準法の適用除外を受ける同居の親族のみを雇う事業における「休業」について、同法の適用を受ける労働者の「休業」と同様に扱うことができるのか。

・ 同居の親族のみを雇う事業に雇用される者の「育児休業」について、どのような形でその定義を行うか。

・ 同居の親族のみを雇う事業における「休業」について、一般の場合と同様の労働関係として取扱うべきか。

○ 年金事務所の窓口での受付の場面や電話による照会の際に、保険料免除の対象であるかどうか、確認を行う旨のマニュアルの整備を検討する。

○ また、保険料免除の対象ではない者が誤って申出することを防ぐため、例えば、育児休業等取得者申出書や電子申請の申請画面において、保険料免除の対象とはならない者を具体的に記載するなどの方策を検討する。

○ 育児休業等取得者申出書や日本年金機構ホームページにおいて、説明の充実化を図るよう検討する。

○ 毎月事業所へ送付する保険料納付のための「納入告知書」に同封するチラシを活用し、保険料免除の要件等の周知を行う。

第 139 回行政改善推進会議　資料１－３
総務省行政評価局

令和８年９月 17 日


行政相談マスコット
キクーン

健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除についての見直し

－行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、健康保険及び厚生年金保険の被保険者が育児により休業した場合の保険料の免除について、保険料免除の機会の公平性及び審査の適正性を確保するため、令和８年９月 17 日、厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんは、全国に共通する課題として行政改善推進会議（※）に付議し、その意見を踏まえ、改善を促したものです。

行政相談の内容

家族４人（相談者、夫、息子、息子の妻）で会社を経営しており、夫が代表取締役を務めている。家族４人は同居している。

息子の妻が出産し、育児に専念するため、年金事務所に健康保険及び厚生年金保険の育児休業による保険料免除の申出を行ったところ、免除が認められた。子が１歳になったときも免除の延長が認められた。

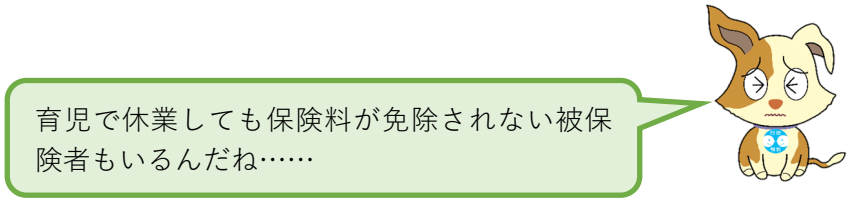
その後、子が１歳半になったときに、免除の再延長手続をするため年金事務所に出向いたところ、息子の妻は免除の対象ではなく、これまでの免除が誤りであったとして、免除されていた保険料を納付するよう求められた。納得できない。

判明した事実

○　健康保険及び厚生年金保険の被保険者のうち、育児により休業したときに保険料が免除されるのは、育児・介護休業法の適用対象者すなわち労働基準法の「労働者」のみ。同居の親族のみを雇う事業に雇用される者は労働基準法の「労働者」ではなく、育児・介護休業法は適用されないので、保険料は免除されない。

○　保険料免除の申出を審査している日本年金機構では、申出に係る被保険者が同居の親族のみを雇う事業に雇用される者ではないかをチェックしていない。

また、育児休業等取得者申出書や同機構のホームページでは、免除の対象となる期間は育児・介護休業法に基づく育児休業等期間に限るとは記載されているものの、同居の親族のみを雇う事業に雇用される者は免除の対象にならないとは明示されていない。



行政改善推進会議の主な意見

○　育児のために働けなくなり、収入がなくなった場合、保険料を免除するのが筋であろう。

○　育児・介護休業法の適用があればそれで休業していることが分かるが、適用がなければ保険料を免除しないとするのではなく、本件のようなケースでは「育児・介護休業法の適用」に代わるような保険料免除の要件を考えていくのではないか。

○　同居の親族以外の者が１人でも雇用されている事業の場合、育児・介護休業法の適用があって、申出があれば保険料免除が認められることと比べると、本件取扱いは公平とはいえないのではないか。

○　現在の制度の運用に当たっては、同居の親族のみを雇う事業であるかどうかなどについて育児休業等取得者申出書にチェック欄を設け、その内容を基に審査を進めればよいのではないか。現在の制度に関する事業主への周知も必要ではないか。

行政改善推進会議の意見を踏まえた厚生労働省へのあっせん

《あっせんの内容》

①　健康保険及び厚生年金保険の被保険者であって「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が育児により休業した場合に、経済的負担が減じられるよう、保険料を免除することについて検討すること。その際、必要に応じて実態を把握するとともに、健康保険法及び厚生年金保険法の目的や制度の趣旨に沿って、育児・介護休業法の適用を受けない者に係る免除の要件や不正な申出による免除を防ぐための検査の方法などについて整理する必要があることに留意すること。

②　現在の制度の運用に当たっては、「同居の親族のみを雇う事業に雇用される者」が誤って保険料免除を申し出ることを防止するため、育児休業等取得者申出書様式の見直し、業務処理マニュアルの整備、周知の仕方の工夫など必要な措置を講ずること。

※　総務省に申し出られた行政相談を端緒として、行政制度及び行政運営の基本に係るもの等について、高い識見を有する公平な第三者による国民的立場からの意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進するため、行政改善推進会議（座長：江利川　毅（公財）医療科学研究所相談役）を開催しています。



健康保険及び厚生年金保険の見直しについて、検討されるといいね！

（本件に関する連絡先）
総務省行政評価局行政相談管理官室
電　　話：03-5253-5111（代表）

障害年金等の審査請求に係るオンラインでの口頭意見陳述について

１　行政相談の要旨

障害年金の審査請求に係るオンラインでの口頭意見陳述を、保険者だけでなく審査請求人にも認めて欲しい。

厚生年金保険法に基づく障害等級の決定について審査請求を行い、口頭意見陳述を希望したところ、社会保険審査官が置かれる地方厚生局への出頭を求められたが、審査請求人には日常生活に支障が生ずる程度の障害があり、遠隔地にある地方厚生局まで赴くことは困難である。

社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則第３条には、遠隔地に居住しているとき等一定の場合に映像と音声の送受信による方法で口頭意見陳述の審理を行うことができる旨が規定されている。このため、居住県内の指定場所であれば代理人の同行等により出向くことが可能である旨を伝え、オンラインによる参加を希望したが、認められなかった。

一方、原処分をした保険者の代理人である厚生労働省年金局職員は、厚生労働省の Web 会議システム等を利用して口頭意見陳述に参加していると聞いている。このような取扱いは公平性に欠ける。障害を持つ審査請求人に対する合理的配慮の観点からもこのような取扱いを改善すべきではないか。

２　制度の概要

（１）厚生年金保険法等に基づく処分についての不服申立て

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等に基づく処分についての不服申立ては、処分の大量性等の特質に鑑み、原則として行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定は適用されず、社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和 28 年法律第 206 号。以下「法」という。）にその手続が定められている。

これらの不服申立てについては、原則として、第一段階は厚生労働省の地方支分部局である地方厚生局に置かれる社会保険審査官に対する審査請求、第二段階は厚生労働省本省に置かれる社会保険審査会に対する再審査請求となっている。

個々の手続には行政不服審査法に基づく手続と異なる点があるものの、審査請求人の手続保障など、同法に定める一般的な不服申立手続も踏まえた内容となっている。

（２）口頭意見陳述

ア　口頭意見陳述の意義

（口頭意見陳述にかかる規定）

○　行政不服審査法第 31 条第１項は、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合には、申立人の所在その他の事情によりその機会を与えることが困難である

と認められる場合を除き、審理員は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと規定している。

○　法第９条の３第１項にも同趣旨の規定があり、社会保険審査官は、審査請求人又は所定の利害関係人から申立てがあった場合には、申立人の所在その他の事情によりその機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされている。

（行政不服審査法の平成 26 年改正）

○　旧行政不服審査法でも第 25 条第１項ただし書において審査請求人等による口頭意見陳述の申立ては認められていたが、審査庁が審査請求人等の意見を聞き置くだけの運用になっているという批判があった（行政不服審査法の逐条解説［第2版］宇賀克也)。このため、平成 26 年の行政不服審査法の改正の際に、審理手続における手続保障の強化を図る観点から、口頭意見陳述については、審理員が全ての審理関係人を招集して実施することが明記されるとともに、申立人が、審理員の許可を得て、処分庁等に質問を発することができることとされた。

○　また、総務省の「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（別添１）では、口頭意見陳述を行わないことができる「申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」について、例えば、申立人が矯正施設に収容され、審査請求の終結予定時期までに出席可能な期日を設定できる見込みがない場合などが該当するとされている。

　このように、口頭意見陳述は審査請求人等の手続上の権利として位置付けられており、その機会を付与しないことができる場合は限定的なものと解されている。

イ　オンラインによる口頭意見陳述

（オンライン実施にかかる規定）

○　平成 26 年の行政不服審査法の改正を受け、平成 27 年に行政不服審査法施行令（平成 27 年政令第 391 号)、平成 28 年に行政不服審査法施行規則（平成 28 年総務省令第 5 号）が制定された。これを踏まえ、平成 28 年に社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 43 号。以下「施行規則」という。）が改正され、施行規則第３条が追加された。

○　行政不服審査法施行令第８条は、遠隔地に居住する審理関係人がいる場合その他審理員が相当と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（いわゆるオンラインの方法）により、口頭意見陳述の期日における審理を行うことができると規定している。

　また、行政不服審査法施行規則第１条は、この方法による場合には、審理関係人の意見を聴いた上で、審理に必要な装置が設置された場所であって審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して実施することとしている。行政不服審査法事務取扱ガイドラインにおいては、遠隔地に所在する審理関係人等への配慮として、「具体的には、審理関係人が自身の端末で参加する場合、意図せず審理

関係人以外が傍聴可能となることがないよう、自宅や個室などの具体的な場所を指定するなどの方法が考えられるほか、ウェブ会議接続の会場として審査請求人の自宅に近い出先機関を指定することが考えられる。」と記載されている。

○　社会保険審査官に対する審査請求については、施行規則第３条第１項において、審査請求人が遠隔地に居住している場合その他社会保険審査官が相当と認める場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法により、口頭意見陳述の期日における審理を行うことができると規定している。

○　このように、オンラインによる審理を行うことができる場合及びその通信方法については、行政不服審査法に基づく手続と社会保険審査官による手続との間に大きな相違はない。また、いずれの手続においても、審理に必要な装置が設置された相当な場所で実施することが求められている。

○　一方、施行規則第３条第２項は、「当事者又はその代理人の意見を聴いた上で、当事者又はその代理人を、審理に必要な装置が設置された場所であって社会保険審査官が相当と認める場所に出頭させてこれを行う」としており、参加場所への「出頭」を前提とする文言が置かれている点に相違がある。

	行政不服審査法にかかる手続	社会保険審査官にかかる手続
実施できる場合	遠隔地に居住する審理関係人があるとき、その他審理員が相当と認めるとき **（行政不服審査法施行令第８条）**	審査請求人が遠隔地に居住しているとき、その他社会保険審査官が相当と認めるとき **（施行規則第３条第１項）**
通信方法	映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法 **（行政不服審査法施行令第８条）**	同左 **（施行規則第３条第１項）**
参加場所	審理に必要な装置が設置された場所であって、審理員が相当と認める場所を審理関係人ごとに指定して行う **（行政不服審査法施行規則第１条）**	当事者又は代理人を、審理に必要な装置が設置された場所であって社会保険審査官が相当と認める場所に出頭させて行う **（施行規則第３条第２項）**

（現行の運用）

○　「社会保険審査官事務取扱マニュアル」（令和元年 10 月厚生労働省保険局総務課社会保険審査調整室）（別添２）において「原処分者が厚生労働大臣であって出席は困難であるが、厚生労働省 Web 会議システムによる対応が可能な場合には、同システムを活用し開催して差し支えないこと。」とされている。

○　現行の運用では、保険者の代理人によるオンライン参加のみが想定されており、審査請求人側の外部端末からのオンライン参加は認められていない。

３．関係行政機関の見解

（１）厚生労働省保険局の見解

① 規定の制定経緯

一般法である行政不服審査法施行規則第１条では「審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。」と規定されているのに対し、施行規則第３条では、「社会保険審査官が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。」と規定された立法趣旨や背景等について

○　施行規則第３条は、平成 28 年４月の行政不服審査法施行規則の改正により、審理手続の充実等を図ることを目的として、同施行規則に遠隔の地に居住する審理関係人があるときに映像と音声の送受信による通話の方法で口頭意見陳述ができる旨の規定が整備されたことを踏まえ、設けられたものである。一般法と異なる規定であることについては承知しているが、当時の立法経緯は記録に残っていない。

② オンラインによる口頭意見陳述の実施状況

直近 3 年間におけるオンラインによる口頭意見陳述の実施件数について

○　社会保険審査請求の受付件数・口頭意見陳述実施件数等は、直近３年間の合計で、全国 18,928 件（年間約 6,000 件）の社会保険審査官に対する審査請求を受け付けており、そのうち、口頭意見陳述が実施されたのは 900 件（全審査請求件数の約 4.8%）、さらに、オンライン（保険者のみ）で実施されたのは 765 件（全審査請求件数の約 4.0%）となる。

③ 現行の運用について

施行規則第３条第２項の「社会保険審査官が相当と認める場所」として想定している場所について

○　施行規則第３条の「社会保険審査官が相当と認める場所」として、現状では厚生労働省 Web 会議システムに接続でき、プライバシーの確保ができる会議室（保険者である年金局の事務室）を想定している。

今後は、利便性のよい県庁所在地にある公共施設等の会議室の活用も考えており、会議室の確保や対応人員の関係など、具体的な実施方法を検討したい。

施行規則第３条第２項の「当該審理に必要な装置」として想定している装置について

○　施行規則第３条の「当該審理に必要な装置」として、厚生労働省 Web 会議システムを利用できる同省職員の PC を想定しており、外部 PC は想定していない。

今後は、利便性のよい県庁所在地にある公共施設等の会議室において、厚生労働省 Web 会議システムを利用する方向で検討することとしたい。

施行規則第３条第２項の「出頭」について

○ 「出頭」とは、「本人自ら、ある場所、特に役所など公の場に出向くこと」（広辞苑第七版）という一般的な意味と同義と理解している。

社会保険審査官に対する審査請求の約７割以上が障害年金にかかる案件であり、オンライン口頭意見陳述を行う審査請求人への職員によるサポートが必要であるため、実質的にも公の場での実施でなければ対応が困難であると考えている。

（２）厚生労働省労働基準局及び職業安定局の見解

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和 31 年労働省令第 17 号）第 10 条の２において、審査会が再審査請求人の審理を行う場合には施行規則第３条（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）と同様の規定があるのに対し、審査官が審査請求人の審理を行う場合には規定がない理由について

○ 労働保険審査官は各都道府県労働局（47 か所）にて審理を行っており、また、各都道府県労働局以外での口頭意見陳述の実施を認める場合もあることから、審査請求人が県を超えて広域に移動しなければならないケースは多くないと見込まれたため、当該規定を設けていない。

４．論点

○ 厚生労働省は、オンラインでの口頭意見陳述の実施に当たり、厚生労働省 Web 会議システムの利用を前提とするにしても、今後は、利便性のよい県庁所在地にある公共施設等の会議室を活用するなど出頭場所を拡大する方向で検討を行いたいとしているが、妥当か。

○ 審査請求人の利便性を向上させる観点から、代理人の事務所などにおいて、外部 PC との接続によりオンラインでの口頭意見陳述の実施を認めるべきではないか。

○ 施行規則第３条第２項における「出頭させてこれを行う」という規定が、審査請求人のオンラインでの口頭意見陳述の妨げになる場合、法第９条の３第１項の立法趣旨を踏まえ、施行規則を改めるべきではないか。

参考資料　関係法令

○　社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）抄

（口頭による意見の陳述）

第九条の三　審査官は、審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人の申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

２　前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人を招集してさせるものとする。

３　口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

４　口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした保険者に対して、質問を発することができる。

○　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十三号）抄

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第三条　社会保険審査官は、法第九条の三の規定による口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他社会保険審査官が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

２　前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて社会保険審査官が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

３　第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

○　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）抄

（口頭による意見の陳述）

第十三条の三　審査官は、審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の申立てがあつたときは、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

２　前項本文の規定による意見の陳述(以下この条において「口頭意見陳述」という。)は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者（第五条の規定により指名された者を除く。）を招集してさせるものとする。

３　口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

４　口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

○　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）抄

（映像等の送受信による通話の方法による審理）

第十条の二　審査会は、審理を行う場合において、再審査請求人が遠隔の地に居住しているときその他審査会が相当と認めるときは、隔地者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、審理を行うことができる。

２　前項に規定する方法により審理を行う場合には、当事者又はその代理人の意見を聴いて、当事者又はその代理人を当該審理に必要な装置の設置された場所であつて審査会が相当と認める場所に出頭させてこれを行う。

３　第一項に規定する方法により審理を行う場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の審理の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

４　第一項に規定する方法により審理を行つたときは、その旨及び当事者又はその代理人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

○　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）抄

（口頭意見陳述）

第三十一条　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者（以下この条及び第四十一条第二項第二号において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

２　前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。

３　口頭意見陳述において、申立人は、審理員の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

４　口頭意見陳述において、審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

５　口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関

し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

○　行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）抄

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第八条　審理員は、口頭意見陳述の期日における審理を行う場合において、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、審理員及び審理関係人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審理を行うことができる。

○　行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）抄

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第一条　行政不服審査法施行令（以下「令」という。）第八条（令第十八条及び第十九条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第九条第三項に規定する場合において処分庁等が審査庁であるときにあっては審査請求人及び参加人、再調査の請求にあっては再調査の請求人及び参加人。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であって審理員（法第九条第三項に規定する場合にあっては審査庁、再調査の請求にあっては処分庁、再審査庁が法第六十六条第一項において準用する法第九条第一項各号に掲げる機関である場合にあっては再審査庁）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

第二条　削除

○　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）抄

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

２　行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

○　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）抄

（基本理念）

第三条　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に

掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

二・三　（略）

四　デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条　国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　（略）

３　国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（別添１）

行政不服審査法
事務取扱ガイドライン
〔本文編〕

令和４年６月
（令和８年５月改訂）
総務省行政管理局

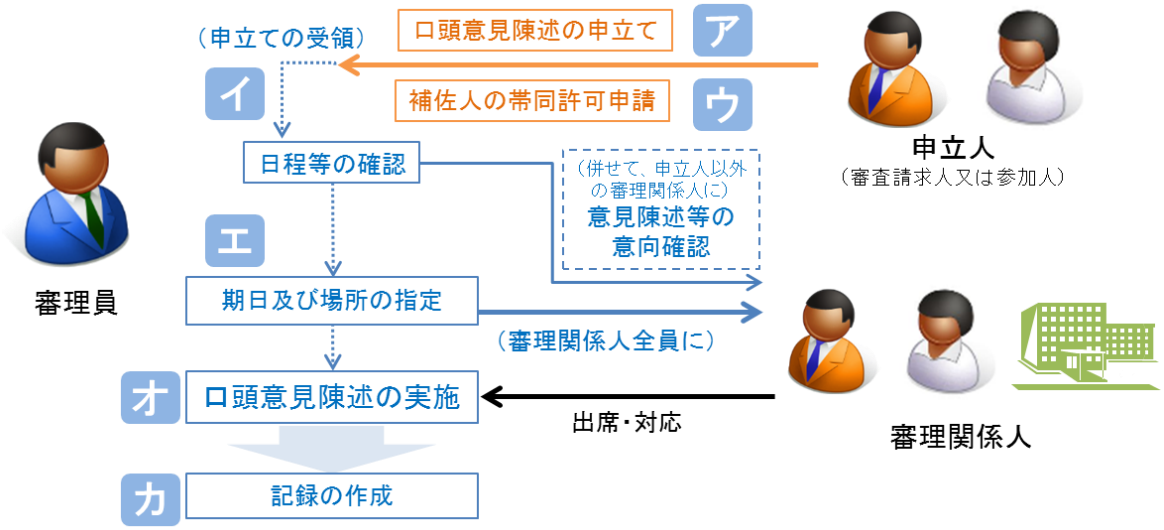
６　口頭意見陳述　　図１〔3-6〕

【概要】

審理員は、審査請求人又は参加人から申立てがあった場合は、原則、口頭意見陳述（ア<法令>参照）を実施する。

審理員は、口頭意見陳述の実施に当たり、審理関係人との日程調整、期日及び場所の通知、会場設営等の必要な準備を行う。

審理員は、口頭意見陳述においては、司会進行を務めるほか、適宜、審理関係人への質問（法第36条）を活用し、効率的かつ充実した審理を行う。



ア　口頭意見陳述の申立て

○　審査請求人又は参加人から、口頭意見陳述（法第31条第１項に基づき口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる手続）についての申立てがあった場合は、その機会を与えることが困難である場合を除き、口頭意見陳述を実施する必要がある。

＜法令＞◆　審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。　法31条１項

［解釈］□　口頭意見陳述の手続は、審査請求人及び参加人に主張する機会を十分に与えるため、書面主義の例外として設けられている。

□　口頭意見陳述は、審査請求人又は参加人の申立てがあった場合に行われるものであり、審理員が職権で行うことはできない。

□　申立人以外の審査請求人又は参加人は、法令上、申立人のように、補佐人とともに出頭する（法第31条第３項）、審査請求に係る事件に関する意見を自由に述べる（同条第１項）、処分庁等に対して質問を発する（同条第５項）などの権利は付与されていない。

□　口頭意見陳述を行わないことができる「申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合」とは、例えば、申立人が矯正施設に収容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、当該審査請求の終結予定時期までの間に申立人（代理人を含む。）が出席可能な期日が設定できる見込みがない場合が該当する。

□　口頭意見陳述を申し立てて意見を陳述した者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合であっても、これに対応する必要はない。また、審理員が指定した口頭意見陳述の期日に申立人が正当な理由なく出頭しなかった場合は、申立人が自ら口頭意見陳述の権利を放棄したといえ、また、迅速かつ公平な審理に支障を来すものであるから、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。ただし、審理員が特に必要性を認める場合に、再度口頭意見陳述を実施することを妨げるものではない。

□　社会通念上、意見を述べる機会を与えることが困難であるとは必ずしもいえないにもかかわらず、審理員が口頭で意見を述べる機会を与えない場合は、行政訴訟において、当該審査請求に対する裁決が手続上の瑕疵を理由として取り消される可能性がある。

（運用）○　意見陳述の申立ての方式や時期については、審理手続の円滑な進行を図る観点から、記録に残る形での提出を求めることが考えられる。　様式例第35号

◎　口頭意見陳述は、審査請求人又は参加人の権利であることから、積極的に案内を行うことが望ましい（後述イ参照）。なお、審査請求人の陳述したい内容（処分庁等への質問は希望しない場合など）によっては、反論書等の提出により十分な対応が可能であることも考えられるため、各審査請求人が適切な方法を選ぶことができるよう留意する。　様式例第30号

○　審理手続の申立てに関する意見聴取等の場で意見陳述の希望が示されたといった場合には、その場で内容等を確認した上で、口頭による申立てとして処理するという方法も考えられる。なお、この場合においては、必要に応じて、別途申立書を提出させることも考えられる。　法37条１・２項
→表９参照

イ　審査請求人及び参加人への口頭意見陳述の希望及び日程等の確認

○　口頭意見陳述の希望及び審理関係人の都合等を確認する。

（運用）◎　口頭意見陳述の期日における審理を充実かつ効果的なものとするとともに、円滑な進行を図る観点から、口頭意見陳述の希望について、弁明書の送付時等に併せて、意見陳述の希望や補佐人の帯同の希望（後述ウ参照）の有無、日程等の都合を併せて確認し、これらを希望する場合には、申立てをするよう促すことが望ましい。　様式例第30号

○　意見の陳述の希望があった場合、事前に処分庁に対する質問事項を併せて確認しておくことも、充実した審理を行うに当たっては、有効と考えられる。

ウ　補佐人の帯同の許可申請

○　必要に応じ、申立人に対し、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、許可の申請を求める。　法31条３項

＜法令＞◆　申立人は、審理員の許可を得て、「補佐人」とともに出頭することができる。　法31条３項

［解釈］□　補佐人とは、申立人が外国人である等の場合に当該申立人の陳述の補佐をする者、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって審査請求人等を援助する第三者や、申立人が法人の場合における当該法人の事務担当者などが該当する。

□　補佐人の帯同を許可するか否かは、審理員の判断に委ねられるが、申立人の精神的・身体的状況等から判断して、審理を進める上で適当と認められる場合には、当然に許可をすべきものと考えられる。

（運用）○　補佐人の帯同の許可申請の方式等については、補佐人の氏名、住所、補佐人を必要とする理由等について記載した書面等の提出を求めることが考えられる。　様式例第36号

◎　申立人から補佐人の帯同の許可申請がない場合であっても、口頭意見陳述の期日に申立人が補佐人を帯同し、その場で許可を求めるという事態を避ける観点から、事前に補佐人の帯同の意向の有無等を確認し、必要に応じ許可の申請を求めることが望ましい。

◎　口頭意見陳述の当日に申立人が補佐人を帯同し、出席の許可を求めた場合には、記載例を示してその場で申請書の作成を求める等により申請の手続をとらせた上で、速やかに可否について判断する必要がある。

エ　期日及び場所の指定

○　聴取した審理関係人の都合等を踏まえて日程調整を行い、招集を求める者の人数等に応じた適切な場所（部屋等）を確保した上で、期日及び場所（後述するウェブ会議システムなどで実施する場合は、会議URL等）を決定し、審理関係人に通知する。申立人から補佐人の帯同の許可申請がされている場合には、その結果も併せて通知する。

なお、口頭意見陳述を行わない場合には、申立人にその旨を通知する。

＜法令＞◆　口頭意見陳述は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。　法31条２項

［解釈］□　口頭意見陳述の開催においては、全ての審理関係人が出席することが可能な期日及び場所を指定することが求められる。

□　全ての審理関係人が特段の問題なく出席することができる期日等を調整することができない場合には、申立人以外の審査請求人又は参加人の

一部について、現実的には出席が困難な期日等を指定することもやむを得ないものと考えられる。

（運用）○　申立人等への通知は、記録に残る形で行うことが考えられる。　様式例第37号

○　当日の円滑な進行の観点から、口頭意見陳述に臨む際の注意事項等を申立人に送付しておくことも考えられる。

ａ）出頭しない場合の措置についての注意喚起

申立人への期日等の通知には、口頭意見陳述に正当な理由なく出席しない場合は審理手続を終結する場合があることを併せて記載し、注意喚起を行う。

＜法令＞◆　審理員は、申立人が、正当な理由なく、口頭意見陳述に出頭しないときは、審理手続を終結することができる。　法41条２項２号

［解釈］□　「正当な理由」とは、当事者の責めに帰すべからざる理由を指し、その有無については、審査庁において、個別の事案に即して適切に判断すべきものである。一般には、例えば、天災、交通機関の途絶等の場合が該当すると考えられる。

ｂ）遠隔地に所在する審理関係人等への配慮

審査請求人又は参加人が遠隔地に所在している等の事情により、審査庁の事務所に赴くことが困難である場合は、①これらの者の利便性の高い場所を口頭意見陳述の開催場所として指定し、審理員が当該開催場所に全ての審理関係人を招集する、また、②映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話ができる方法として、いわゆるウェブ会議システム又はテレビ会議システムを整備している場合、審査請求の事案に応じ、場所として会議URL又はウェブ会議などの中継場所等を指定してオンラインで実施するといった、審査請求人又は参加人の利便性に配慮した対応をとることも可能である。

＜法令＞◆　審理員は、遠隔の地に居住する審理関係人があるとき、その他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、口頭意見陳述を行うことができる。　令８条

（運用）◎　ウェブ会議システム等を利用する場合などは、（個別法令において公開で行うこととしている場合を除き、）口頭意見陳述の非公開性を確保することに留意し、審理関係人の意向も確認しつつ、審理員の判断により、実施方法を決定する必要がある。具体的には、審理関係人が自身の端末で参加する場合、意図せず審理関係人以外が傍聴可能となることがないよう、自宅や個室などの具体的な場所を指定するなどの方法が考えられるほか、ウェブ会議接続の会場として審査請求人の自宅に近い出先機関を指定することが考えられる。

○　ウェブ会議システムの利用に関して、保存された情報が当該サービス提供者により利用されるリスクや、サービス提供者が海外のデータセンター等に情報を保存している場合に、保存している情報に対して現地

の法令等が適用され、現地政府機関等から当該情報にアクセスされるリスク等が想定されるため、各行政庁におけるセキュリティポリシーの遵守やプライバシーの確保に留意が必要である。

※　著作権法第41条の２及び著作権法施行令第２条の４第21号の規定により、オンラインで実施する口頭意見陳述における著作物の利用や、提出された著作物のクラウド保存等が可能である。

○ 著作権法（抄）

（裁判手続等における複製等）

第四十一条の二　著作物は、裁判手続及び行政審判手続のために必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

２　著作物は、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）その他政令で定める法律の規定による行政審判手続であつて、電磁的記録を用いて行い、又は映像若しくは音声の送受信を伴つて行うもののために必要と認められる限度において、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項、次条及び第四十二条の二第二項において同じ。）を行い、又は受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

○ 著作権法施行令（抄）

（法第四十一条の二第二項の政令で定める法律）

第二条の四　法第四十一条の二第二項（法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次に掲げるものとする。

一～二十　略

二十一　行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）

オ　口頭意見陳述の実施

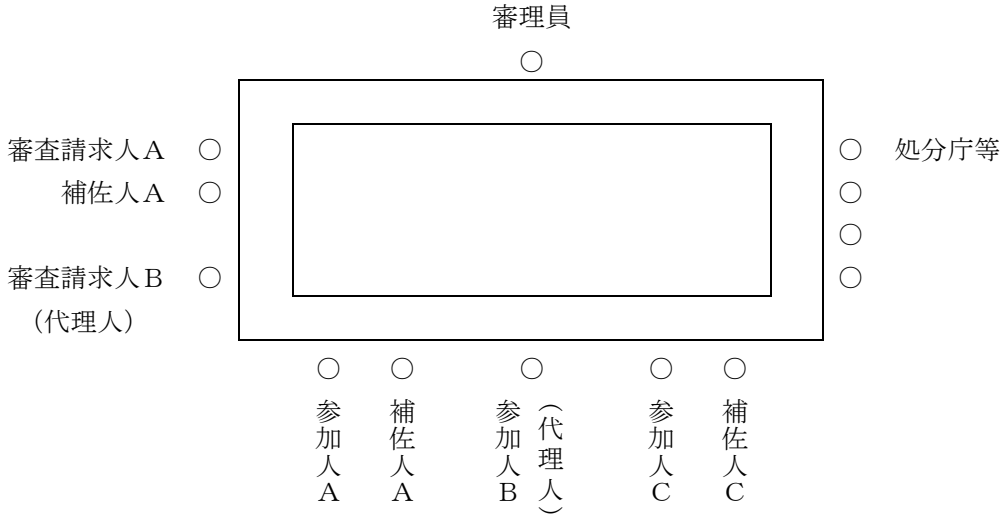
○　口頭意見陳述の期日における具体的な進行方法等については、個々の事案に応じ、審理員が適切に判断することとなるが、例えば、以下のような手順で進めることが考えられる。

ｉ）会場の準備

指定した場所に口頭意見陳述の会場を設置する（図２）。なお、記録要員等を陪席させる場合は、別にテーブルを設置する。また、録音に必要となる機材も準備する。

（運用）○　審理関係人を招集して開催する口頭意見陳述に関して想定されるその他の準備作業としては、出席者の入館事前登録手続（庁舎管理上必要な場合）や、出席者を会場まで案内する要員を配置すること等が考えられる。また、事案によっては、秩序維持の必要性が生じた場合の対応（庁舎管理者（審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者）との連携等）について検討することも考えられる。

図2　口頭意見陳述会場の配席（例）



※補佐人については申立人が審理員の許可を得た場合に出席可能

ⅱ）出席者の確認

口頭意見陳述に先立ち、出席者に対して、身分証明書の提示を求める等により、当該出席者が審理関係人又はその補佐人であることについて確認を行う。

［解釈］□　申立人の精神的・身体的状況から介助者が必要であると判断される場合は、介助者に対して、口頭意見陳述に立ち会うことを認めることは可能である。ただし、補佐人でない介助者は、当該事件に関して発言その他一切の行為を行うことはできない。

□　総代以外の共同審査請求人が口頭意見陳述への出席を希望する場合には、審理員の判断により、その出席を認めることは可能である。ただし、これらの共同審査請求人は、総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができることから、これらの者は口頭意見陳述において発言することはできず、傍聴のみ認められる点に留意する。　法11条４項

（運用）◎　処分庁等については、一般には、その補助機関たる職員が出席することとなり、具体的に出席する者は処分庁等の判断に委ねられるが、申立人の処分庁等に対する質問の実効性を担保する観点からは、原処分の担当者など、申立人が発する審査請求に係る事件に関する質問に適切に回答し得る者を出席させることが望ましい。　処分庁等に対する質問→法31条５項

ａ）口頭意見陳述の公開

［解釈］□　口頭意見陳述では、個々の国民の権利義務に関わる処分等の違法・不当が争われるという性質上、個人情報等を取り扱うことが想定されることに加え、充実かつ効果的に審理を行うことが求められることから、個別法において公開で行うこととしている場合のほかは、一般には、口頭意見陳述を公開で行うことは望ましいものではない

と考えられる。

（運用）○　個々の事案に応じ、審理員の判断により、口頭意見陳述を公開とし、その他の者（申立人の支援者、マスコミ関係者等）の傍聴を認めることも可能であるが、その際には、審理関係人の意向も確認した上で判断することが望ましい。また、傍聴を認めた場合、秩序維持の必要性（不規則発言により議事の進行を妨害しようとする場合など）が生じた場合の対応についても検討しておく必要がある。

○　審理員において記録を作成する観点では、後日、発言内容等の詳細について確認が必要となる可能性も考慮し、審理関係人の了解の下、ICレコーダ等の録音機材を使用して、口頭意見陳述の内容を録音しておくという運用が考えられる。出席者が反対する場合には、録音する趣旨等を説明して理解を求める等の対応をとる。

b）申立人以外の者が欠席した場合の手続実施の可否

［解釈］□　指定した期日及び場所に申立人以外の審査請求人又は参加人が出席しない場合であっても、口頭意見陳述を実施することは可能であり、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

iii）注意事項の説明

口頭意見陳述の冒頭において、陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合は、これを制限することがあることなど、手続における注意事項について説明を行う。

＜法令＞◆　審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。　法31条４項

［解釈］□　審理員が陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された陳述の繰り返しにすぎない場合や、その発言（「処分庁の態度が悪い」など）が意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合等をいう。

（運用）○　説明を行う注意事項の例としては、上記のほか、次のようなものが考えられる。

- 発言は要点を押さえ簡潔に行うこと
- 口頭意見陳述は予定した時間内で終えること
- 繰り返し同様の意見陳述がなされる場合や、審査請求に係る事件に関係のないものである場合には、審理員が発言を制限する場合があること
- 携帯電話をマナーモードとし、通話等を控えること
- その他審理員の指示に従うこと　等

○　また、審理関係人の発言内容を公にすることは、その後の審理関係人の発言を萎縮させ、審理手続の迅速かつ適切な進行を妨げるおそれがあることから、必要に応じ、録音・撮影を控えることや、意見聴取手続の内容をみだりに公にしないことを要請することも考えられる。審査請求人又は参加人から録音又は録画を行いたいとの申出があった場合には、審査庁において作成した口頭意見陳述の記録を、録音又は録画の代わりとして、後日提供可能であることを案内するという対応が考えられる。

ⅳ）申立人の意見陳述

ａ）基本的事項

・　申立人（又はその代理人、補佐人）に、審査請求に係る事件に関する意見を陳述させる。申立人が複数存在する場合は、審理員が陳述順を定めて、順次陳述を行わせる。

［解釈］□　申立人が陳述することができる「審査請求に係る事件に関する意見」（法第31条第１項）には、原処分の違法・不当についての意見のほか、不服申立人適格や審査請求期間を徒過した正当な理由などの審査請求の適法性についての意見も含まれる。

ｂ）他の出席者の発言の制限

・　申立人の陳述中に、他の出席者がその陳述を妨げる発言（陳述に対する質問を含む。）など手続の進行を妨げる発言をした場合には、当該発言等を適宜制限する。

［解釈］□　申立人の陳述以外の発言等の制限については、法令上の規定はないが、審理手続の妨げとなる審理関係人の発言等についても、審理員が制限することができるものと解される。

（運用）○　出席者が、審理手続の進行を妨げる発言等を制限する旨の審理員の指示に従わず、その言動に照らし、当該出席者を退去させることが庁舎管理等の観点からやむを得ないと認められる場合は、審理員は、庁舎管理者（審理手続を庁舎外で実施している場合は当該施設の管理者）とも連携し、当該出席者の退去等必要な措置をとることも考えられる。

ｃ）陳述の終了

・　処分庁等への質問を含め、申立人の主張等の内容が出尽くした頃を見計らい、申立人に陳述の終了を促す。申立人が陳述を終えず、事件に関係のない事項にわたり発言を始めた場合や既に陳述された内容を繰り返すような場合は、その発言を制限し、陳述を終了させる。

＜法令＞◆　審理員は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。（再掲）　法31条４項

［解釈］□　陳述を制限することができる「その他相当でない場合」とは、意見陳述が既に陳述された内容の繰り返しに過ぎない場合や、陳述者

の発言が審理の争点に対する審理員の見解についての質疑である場合、進行の妨げになるような態度（騒音など）をとる場合などが挙げられる。

ｖ）申立人等による処分庁等への質問及び処分庁等からの回答

陳述中に、申立人が、処分庁等への質問を行う許可を求めた場合は、適宜これを許可し、処分庁等の出席者に回答させる。 法31条５項

＜法令＞◆　申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。 法31条５項

［解釈］□　処分庁等に対する質問について、審理員の許可を要することとしているのは、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで、審理に混乱を来すおそれがあることに配慮したものであり、例えば、事件に関係のない事項についての質問等相当でない質問については、これを許可しないことも許容される。ただし、このようなおそれがない場合に、質問を許可しないことは適当でない。

□　処分庁等に対する質問に対しては、法律上、処分庁等の回答義務についての明示的な規定はないが、処分庁等は審理において協力すべき責務を有しており（法第28条）、申立人の質問権が規定された趣旨に鑑みれば、処分庁等が質問に対して適切に回答すべきことは当然であり、処分庁等の回答は、原則として口頭意見陳述の場で行われるべきである。

□　処分庁等に対する質問について、申立人から、事前に書面等により提出があった場合、口頭意見陳述の期日における審理において、事前に提出されていない質問であることを理由として、質問を許可しないことは許されない。

（運用）◎　回答に調査を要するなどの事情によりその場で回答することが困難である場合には、後日、回答することもやむを得ないものと考えられるが、この場合には、審理員は、回答の方法、期限等を定めて、処分庁等に示すことが望ましい。

○　処分庁等が後日回答する場合、審理員の判断で、申立人に対し再反論の有無を確認するという運用が考えられる。なお、申立人が再反論を口頭で行いたい旨を申し立てた場合でも、口頭意見陳述の機会を再度付与する義務はなく、審理員の判断により、書面による提出を求めることも差し支えない。

◎　質問に回答することが守秘義務に抵触する場合は、処分庁等が回答を拒否することも考えられるが、このような場合には、審理員は、処分庁等に対して、守秘義務に抵触しない範囲での回答を促す等の対応をとることが望ましい。

ⅵ）審理員による出席者に対する質問

・　効率的かつ充実した審理を行うため、必要に応じ、審理関係人への質問と

して、他の審理関係人に対し、申立人の陳述内容及び処分庁等の回答内容についての見解を質問し、その反論等を促す。

・　争点についての審理関係人の主張を明らかにする必要があると認める場合等には、争点を整理した書面等を配布した上で、適宜その他の事項についても見解を質問し、その主張を聴く。また、これらの質問に対する審理関係人の回答についても、必要に応じ、他の審理関係人の反論等を促す。

＜法令＞◆　審理員は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審理関係人に質問することができる。　法36条

（運用）◎　審査請求人及び参加人に対し、他の審理関係人への質問を求める事項の有無を確認し、質問を求める事項がある場合には、口頭による審理関係人への質問の申立てとして取り扱い、適宜当該質問を行うなど、効率的かつ充実した審理を行うよう努めることが望ましい。このような場合には、一般に、改めて申立書を提出させる必要はないと考えられる。

vii）口頭意見陳述の終了

全ての申立人の陳述が終了し、審理員が所要の質問を終えた場合は、口頭意見陳述を終了する旨を宣言することにより、口頭意見陳述を終了する。

カ　記録の作成

○　口頭意見陳述を行ったときは、遅滞なく、その記録を作成する。

＜法令＞◆　口頭意見陳述の手続の記録は、審理員意見書の提出の際に併せて審査庁に提出される事件記録に含まれる。　法41条３項
令15条１項５号

（運用）○　記録として、口頭意見陳述の期日における審理の経過を記録した資料を作成する。具体的には、申立人の陳述の要旨のほか、申立人が処分庁等に対して行った質問や審理員が審理関係人に対して行った質問の要旨及びそれらに対する回答の要旨を記録することが考えられる。　様式例第38号

○　審理関係人の発言のうち、論点に係る重要なものについては詳細に記載する必要があると考えられるが、論点に関係のない主張等については、概要として記載するにとどめることも考えられる。

※　審査請求人等に対する口頭意見陳述の記録の交付の扱いについては、第２編第３章第11節参照。

.

（別添２）

社 会 保 険 審 査 官

事 務 取 扱 マ ニ ュ ア ル

令和元年１０月

厚生労働省保険局総務課
社 会 保 険 審 査 調 整 室

目　　次

○　社会保険審査官事務取扱マニュアル

第１　一般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　帳簿等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・４

第３　受付等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・６

第４　要件審理等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・９

第５　請求人等による文書その他の物件の
　　閲覧等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・１７

第６　本案審理に関する事項・・・・・・・・・・・・・・２０

第７　本案決定に関する事項・・・・・・・・・・・・・・２８

第８　決定書の書き方に関する事項・・・・・・・・・・３５

第９　その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

・　決定書主文例

・　決定書作成例

・　様式　第１号～６号

・　参考様式（審査請求書）

○　資料編

・　審査請求の主な流れ

・　口頭意見陳述シナリオ

・　文書その他の物件の閲覧・交付の流れ

・　訴訟（第一審）手続の流れ

・　参考様式１～５

・　訴訟様式１～４

・　訴訟事件一覧表

第６　本案審理に関する事項

１　審査請求の併合又は分離（官会法第１０条の２）

（１）審査官は、必要があると認める場合は、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができること。

併合については、請求人の権利、利益を侵害しない範囲で、特に証拠が共通している場合などに審理を併合し、審理の促進を図るもの。

一般的には、複数の傷病手当金の請求に対する不支給決定に対する審査請求や遺族給付と未支給給付の場合などで該当する。

なお、管轄が違う厚生局同士での審査請求の併合は認められない。

分離については、既に併合された審査請求のうち、一部に既に審理が尽くされたものがある場合に、他の審理の終了を待たずに判断を示す場合がある。

（２）審査請求を併合し又は分離した場合には、請求人及び受理通知をした原処分者その他の利害関係人にその旨を通知すること。

２　審理のための処分（官会法第１１条第１項）

審理のための処分は、審査官が必要と認める場合又は請求人、保険者その他の利害関係人の申立てにより行うことができるとされている。これは、審査官の判断だけで全ての事実を調査できると限らないため、受理通知を受けた者に対して、自己の利益のため、必要な調査等を求めることを認めたものと解される。

但し、申立てがあったからといって審査官が当該処分を行う義務を負うものではない。基本的に挙証責任はまず請求人にあるとされており、最終的に処分の必要性を審査官が判断することとなる。

なお、この処分の申立ては、文書又は口頭ですることができるとされ、具体的には施行令第７条に申立てに必要な事項が記載されている。

（１）審査官は、審理を行うため必要がある場合は、次に掲げる処分を行うこと。

ア　請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

なお、参考人とは審査官の審理の過程において、事実を明確にするために必要な者のことである。

イ　文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

この場合、事件の内容を考慮し、相当の期間を定めて行うこと。

ウ　鑑定人に鑑定させること。

エ　審査請求事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入って、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類、その他の

物件を検査すること。

なお、立入検査をする場合は、証票を携帯すること。

（２）請求人、原処分者その他の利害関係人の申立てにより前記（１）のエの処分をしようとする場合は、あらかじめその日時及び場所を当該申立人に通知して、これに立ち会う機会を与えること。

（３）請求人が前記（１）のア又はイの処分に応じない場合には、相当の期間を定め、当該処分に応ずるよう文書をもって督促すること。

この文書には、指定の期限までに当該処分に応じないときは、審査請求を棄却することがある旨を付記すること。

（４）審査官は、審査請求事件について、審理を行うために必要な調査を自由に行うことができることはもちろんであるが、これらの調査は相手方の拒否、反対等を押し切って強制的になしうるものでないため、請求人、原処分者その他の利害関係人の調査拒否、忌避等の場合には、審査請求を棄却し又はその意見を採用しないことができる旨、また、請求人、原処分者その他の利害関係人以外の者の調査拒否、忌避等の場合には罰則の適用がある旨通知することによって円滑な事務処理を図ること。

（５）前記（１）の処分をしたときは、必要に応じ調書を作成すること。

（６）原処分者その他の利害関係人に証拠となる文書その他の物件を提出させる場合には、あらかじめ当該文書その他の物件を留め置くのに必要とする期間を連絡しておくこと。

（７）前記（１）のエの立入検査をする場合は、証票（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則第４条に規定する証票）を携帯し、関係人から求められた場合は、これを呈示しなければならないこと。

他の審査官の嘱託を受けて立入検査をする場合も同様であること。

３　職権審理（官会法第１１条第１項及び第５項）

請求人が不服とする処分の適否を審理するために必要がある場合は、原処分者が審査しなかった内容又は請求人が申し立てた以外の内容についても審査すること。

この場合、その理由が請求人に不利なことであっても審理すること。

審査官の審理は、請求人が申立てた以外の理由で原処分の適否を審査することもあるので、審査官には審理のための強制処分権限が付与されていると解される。

従って、官会法第１１条第５項には、この処分に違反した場合、その審査請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができることが明記されている。

４　審理のための処分の嘱託（官会法第１１条第２項）

事件に関係があり調査が必要と認められる場合で、当該調査対象者が管轄外に所在している場合など、当該地域を管轄する審査官に必要な調査を委嘱し、審理の効率化を図る規定である。

従って、官会法第１１条第１項第１号及び第４号のように実地に現地に赴く必要がある場合に認められている。

（１）前記２の（１）のうち、ア又はエの処分を他の審査官に嘱託しようとする場合には、嘱託する処分及びその理由を記載した文書を嘱託しようとする審査官に送付すること。

（２）嘱託を受けた審査官は、速やかに処分を行い、その結果は文書をもって嘱託した審査官に通知すること。

５　実地調査（官会法第１１条第３項）

（１）前記２（１）エによる実地調査の結果については、調査書を作成して記名、押印すること。

（２）調査に際し必要な陳述が得られ聴取書を作成する場合は、年月日を記載して陳述者に読み聞かせた上、陳述者とともに記名、押印すること。

６　原処分の執行の停止（官会法第１０条第１項）

審査請求は、行政処分の執行不停止を原則とする。しかしながら、緊急に処分の執行を停止しないと金銭での賠償が困難な損害が発生しするような場合に限り、審査官が原処分の執行の停止をすることができるとされている。

これは、請求人や利害関係人の申立てに拘束されるのではなく、審査官の裁量による職権によってのみ可能と解すべきである。

執行停止の効果として、その処分の効力が一時停止されることとなるので、保険者は、原処分の発行を前提とする行為ができなくなる。

また、執行停止の効果は、執行停止後将来に向かって生じるものであり、原処分から執行停止までの間に生じた状態が遡って回復されるわけではない。

審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、処分庁の意見を聴取したうえで執行停止をすることができる。また、この聴取は書面で行うことが適当である。但し、審査庁は処分庁の意見に拘束されるものではない。

（１）原処分の執行の停止は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認められる場合に限り行うこと。

（２）原処分の執行の停止は、文書により、かつ、理由を付して原処分者に通知することによって行うこと。
（３）原処分の執行の停止をしたときは、文書により、かつ、理由を付して請求人及び利害関係人に通知すること。
この場合、審査請求の日から２月以内に決定がない場合において、請求人が審査請求を棄却する決定があったものとみなして再審査請求（飛躍請求）をしたときは、失効する旨を付記すること。
なお、執行停止の申立てに対して執行停止しない旨の決定をしたときも、その旨大日その理由を申立人に通知すること。

7　原処分の執行の停止の取消し（官会法第１０条第２項）
原処分の執行停止は、審査官は、「いつでも」その執行停止を解除できるとされているが、これは、原処分執行停止を必要とする状態が解消した場合と解すべきで、任意にいつでもと解すべきではない。
例えば、審理のための処分に申請人が応じないような場合、罰則的に原処分の執行停止を解除するなどは、許されない。
（１）原処分の執行を停止する理由がなくなった場合には、速やかに原処分の執行の停止を取り消すこと。
（２）原処分の執行の停止の取消しは、文書により、かつ、理由を付して原処分者に通知することによって行うこと。
（３）原処分の執行の停止を取り消したときは、文書により、かつ、理由を付して請求人及び利害関係人にその旨通知すること。

8　口頭による意見の陳述（官会法第９条の３第１項）
口頭意見陳述の機会の付与は、本案審理に係る規定であり、審査請求が却下されるべき場合は、この機会を与える必要はない。
また、口頭意見陳述は、審査請求人に十分その意見を主張する場を与えるということが趣旨であり、官会法第１１条第１項の審理のための処分とは性格が異なる。
しかしながら、効率的な審理を行うために、争点についての関係人の見解を明らかにする必要がある場合などは、口頭意見陳述の場で、審査官が関係人に質問を発することは、官会法第１１条第１項の規定から可能と考えられる。但し、この場合、関係人相互の単なる議論の場とならないよう配慮が必要である
なお、口頭意見陳述の場で関係人から徴した意見については、口頭意見陳述の発言の要旨を残す取扱いとなっていることから、改めて文書で照会・回答のやりとりをする必要はない。
（１）請求人（代理人を含む。以下同じ。）又は利害関係人から、口頭で

意見の陳述をする旨の申立てがあった時は、審査官は審査請求を却下する場合（ただし、前記第３の６ただし書の場合を除く。）を除き、当該申立てを行った者と調整の上で期日及び場所を定めて請求人、利害関係人及び原処分者に口頭意見陳述の開催を通知すること。

なお、申立人の所在その他の事情により意見を述べる機会を与えることが社会通念上困難であると認められる場合には、この限りでない。

（２）審査官は、口頭意見陳述の開催通知発出後に、申立人から日程変更の申出があったときは、正当な理由（天災地変や交通通信機関の途絶等）がある場合を除き、これに応じないことができること。

（３）審査官は、指定した期日及び場所に請求人、利害関係人及び原処分をした保険者を招集して口頭意見陳述を行うこととなるが、原処分者がやむを得ない事情（日程の調整がつかなかった場合等）により参加できない場合には、申立人及び利害関係人の参加による口頭意見陳述の開催ができること。

（４）上記（３）の場合において、申立人等から原処分者に質問がある場合には、審査官は原則として文書による提出を求め、その内容を確認のうえ原処分者に送付し、２週間程度の期限を定めて当該質問事項に関しての原処分者からの回答を求めるとともに、回答が提出されたときは速やかに申立人等に送付すること。

（５）口頭意見陳述において、申立人が原処分者に対して質問を発する場合、必ず審査官の許可を得てから質問させること。

（６）口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができること。

（７）口頭意見陳述は、発言の要旨を口頭意見陳述の記録として残すこと。

なお、録音する場合は、参加者の許可を得て行うこと。

（８）口頭意見陳述の進行は、別紙（資料編）を例に行うこと。

（９）原処分者が厚生労働大臣であって出席は困難であるが、厚生労働省Ｗｅｂ会議システムによる対応が可能な場合には、同システムを活用し開催して差し支えないこと。

（10）審査官が指定した期日に申立人が正当な理由（天災地変や交通通信機関の途絶等）なく出席しなかった場合には、改めての口頭意見陳述は開催しないこととすることができること。

また、口頭意見陳述を申し立てて意見を陳述した者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合であっても、これに対応する必要はない。但し、審査官が特に必要を認める場合に、再度口頭意見陳述を実施することを妨げるものではない。

【解説】原処分者に対する質問について
　原処分者に対する質問について、審査官の許可を要することとしているのは、質問権が濫用されることで、審理に混乱をきたす恐れがあることに配慮したものである。
事件に関係のない事項についての質問については、これを許可しないことも許容される。

【解説】口頭意見陳述の公開
　口頭意見陳述では、個々の国民の権利義務に関わる処分等の違法・不当が争われるという性質上、個人情報を取り扱うことが想定されることに加え、充実かつ効果的に審理を行うことが求められることから、個別法（社会保険審査会は官会法第３７条）において公開で行うこととしている場合のほかは、一般には、口頭意見陳述を公開で行うことは望ましいものではない。

９　資料の判断
　相互に矛盾する資料がある場合、そのうちいずれの証拠を判断の基礎にすべきであるかについては、できる限り他に資料を求めるなどして、的確な判断を下すこと。
　適切な資料の判断を行うために、官会法第１１条に審理のための処分の規定があるので、有効に活用すること。
　また、審理すべき事項が多く、錯綜している場合は、官会法第１１条の２により、審査官が職権で関係人を招集し、意見の聴取なども可能である。

１０　特定審査請求手続の計画的遂行
（１）審査官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情がある場合であって、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述、文書その他の物件の提出並びに審問等及び立入検査の手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、請求人又は原処分をした保険者その他の利害関係人を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができること。
（２）請求人又は原処分をした保険者その他の利害関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、審査官及び請求人又は原処分をした保険者その他の利害関係人が音声の送受信により通話を